

第四十号議案

東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

東京都行政書士試験手数料条例（平成十二年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第三条中「七千円」を「一万四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。